

青森県報

第二千八百九十六号

平成二十年
二月十八日
(月曜日)

目 次

公 告

宅地建物取引業者の免許の取消し……………(建築住宅課) ……一
建設業者の許可の取消し……………(下北地域) ……一

出 先 機 関

土地改良区の役員の住所変更……………(上北地域) ……一
土地改良区の役員の退任……………(同 局) ……一

公 告

宅地建物取引業者の免許の取消し

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成二十年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称

有限会社青弘ビルド

二 代表者の氏名

神正義

三 主たる事務所の所在地

弘前市大字藤代二丁目一の一

四 免許証番号

青森県知事(四)第二六三三三三三

五 取消年月日

平成二十年二月十八日

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 川端建設株式会社

二 代表者の氏名 川端 アイ子

三 主たる営業所の所在地 むつ市下北町二一の四〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第五七七号

五 取消年月日 平成二十年一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 管工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実
平成二十年一月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、淋

代平土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年二月十八日

上北地域県民局長 北 村 収

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	梅 津 康 義	旧住所 三 沢 市 五 川 目 三 丁 目 七 三 の 一 新住所 三 沢 市 前 平 一 丁 目 九 の 六	平 成 二 〇 ・ 一 ・ 七

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年二月十八日

上北地域県民局長 北 村 収

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任 の 年 月 日
理 事	蛭 名 等	一 上北郡東北町大字上野字北谷地七八の	平 成 二 〇 ・ 二 ・ 五

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭